

市民農園貸付注意事項

市民農園は、土地提供者と隣接住民の方にご理解とご協力をいただき開設しております。快適に農園を使用していただくためにも、次の注意事項を厳守してください。

1. 栽培した作物の販売及び、これに類似する行為による農園使用はできません。
2. 使用できる区画は、『狛江市市民農園貸付決定通知書』に記載された場所となります。
3. 使用期間は、『狛江市市民農園貸付決定通知書』、または『狛江市市民農園更新決定通知書』に記載された使用期間となります。
4. 使用できる方は、『狛江市市民農園貸付決定通知書』の交付を受けた世帯の構成員で、あらかじめ市へ提出した『承諾書』に記載された方に限ります。住所変更（転居・転出）等が生じた場合は、すみやかに地域活性課へご連絡ください。
5. 使用世帯の条件
 - (1) その他の農園を使用していない世帯であること。
 - (2) 一般世帯区画 ①狛江市に住民登録をしている方で構成された世帯であること。
 - (3) シルバー世帯区画 ①狛江市に住民登録をしている方で構成された世帯であること。
②世帯構成員全員の年齢が、満65歳以上（基準日）であること。
6. 管理料の額 1平方メートルあたり 500円（一般世帯区画、堆肥区画）
350円（シルバー世帯区画）
7. 市は市民農園内における人身事故、及び物損事故に対し、理由の如何を問わず一切の責任を負いません。市民農園の使用は自己責任による自己管理となります。
8. 使用世帯が市民農園の設備、その他物件を改造又は破損した場合、理由の如何を問わず原状に回復するか、またはその損害を弁償していただきます。
9. 『承諾書』に記載された事項が守られない場合、使用期間中であってもその団体に対し、市民農園の使用を取消します。なお、使用取消となった場合は、すみやかに該当する区画を使用前の原状に回復して返還していただきます。
10. 使用世帯が次の事項に該当する場合、すみやかに該当する区画を原状に回復し、『狛江市市民農園貸付辞退届』により届出の後、返還していただきます。
 - (1) 世帯全員が狛江市から転出することとなった場合
 - (2) シルバー区画の使用世帯で、新たに年齢65歳未満の家族が転入し、年齢要件に該当しなくなった場合
 - (3) 使用世帯の自己都合により、市民農園の使用継続が困難となった場合

* (1)、(2)の場合に限り、届出の日から30日以内に『狛江市市民農園管理料還付請求書』を提出することにより、残りの使用期間（届出の日の属する月の翌月以降）に相当する部分の管理料の還付請求をすることができます。

市民農園耕作上の注意事項

1. 使用時間は、日の出から日没までです。隣接住民に迷惑とならないよう、農園内ではお静かに願います。
2. 栽培できるものは、草花（菊は除く）と、野菜類のみです。植木・苗木等の栽培には、使用できません。
3. 耕作に必要な農機具等は、防犯上の問題があるため、お持ち帰りください。
4. 全農園には、水道が完備しております。使用については、節水にご協力ください（ホースの使用は禁止します。）バケツなどに必要なだけ水を入れて、洗い物などにご使用ください。流水での洗い物は、水を必要以上に使うばかりか、流れた土やゴミなどで配水管の目詰まりの原因にもなります。バケツを使って汚れた水は、区画内に散布するなど、ご協力をお願いします。
5. 耕作は、他の使用者の区画に影響のない範囲で行ってください。また支柱、ネット、パイプハウス等の工作物は、日陰や風通しなど近接区画の耕作に影響のない範囲で使用してください。ただし、即座に移動・撤去が出来ない工作物は使用しないでください。
6. 農園内で出た廃棄物（野菜残さ、ゴミ等）は、次のように処理してください。
 - (1) 各自の区画内で堆肥化することをお勧めするもの
雑草や野菜くず（農園返還後堆肥化できていなければ持ち帰り処分してください。）
 - (2) 自宅に持ち帰り堆肥化することをお勧めするもの
堆肥化しにくいトマト・ナス・ブロッコリー等の芯・茎類
 - (3) 自宅に持ち帰り処分するもの（堆肥化しないものすべて）
紙くず、化学繊維製の糸、吸殻、ビン、缶、ペットボトル、発泡スチロール、ビニール、プラスチック類、不要な用具類等
7. 下記の事項に該当する行為をした世帯に対しては、市民農園の使用を取り消します。ご注意ください。
 - (1) 指定された区画を1か月以上にわたり、無耕作及び放棄の状態においたとき。
 - (2) 農園内の指定された区画以外の場所で耕作をすること。
 - (3) 火気を使用すること
 - (4) 農園内で出た廃棄物（野菜残さ、ゴミ等）を区画外に放置、または埋めること。
 - (5) 通路や空いたスペースなど区画外に用具類を放置していること。
8. 上記以外に、下記の事項を農園内で遵守していただくようお願いします。
 - (1) 利用している区画に面した通路の除草はこまめに行なってください。
 - (2) においの強い肥料等は、近隣の住宅や区画使用者への迷惑となりますので、使用しないでください。
 - (3) 駐車場は有りませんので、自動車での来園はできません。なお、自転車等は、所定の自転車置場に置いてください。
 - (4) 農園の設備等を、改造し使用する事を禁止します。
 - (5) 区画の管理について、年間を通じての除草と、冬期間における野鳥の対策として、防鳥ネットの使用や作物の収穫などに努めてください。
9. これらのことが守られない場合、かつ改善されない場合は、その農園全使用者の使用を取消さざるを得なくなります。使用者同士、お互いにルールを守ってご使用下さい。
10. 使用者は他の使用者と協力し、区画に隣接している通路等、その他区画以外の除草・清掃等に努め、農園内を整理してください。特に雑草は、近隣住民に迷惑を掛けるばかりか害虫発生の原因にもなります。ただし、他の利用者の迷惑になりますので、除草剤等の使用はお止めください。

※ 楽しい市民農園使用も近隣住民の方から苦情等が寄せられますと、その農園全区画の使用を取消ししなければならぬ事態も考えられます。お互いにルールを守って使用しましょう。